

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡辺 義郎

名古屋市選挙管理委員会規程第1号

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程（令和6年名古屋市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「（昭和25年名古屋市条例第32号）第23条」を「（令和7年名古屋市条例第42号）第22条」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。